令和　　年　　月　　日

保護者　様

成田市立加良部小学校長
（公印省略）

出席停止について

学校保健安全法第１９条により、下記のとおり出席の停止を指示します。

出席停止の対象となる疾病及び期間は裏面のとおりです。

なお，登校する際は，別紙『登校許可証明書』を医師に記入していただき，持参してください。

記

１　学年・組・氏名　　＿＿＿年＿＿＿組　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　病　　名

〇印のあるもの

	感　染　症
	流行性耳下腺炎（おたふく）
	麻疹（はしか）
	風疹（三日ばしか）
	水痘（水ぼうそう）
	咽頭結膜熱（プール熱）
	その他　溶連菌感染症 感染性胃腸炎 流行性嘔吐下痢症 （　　）

３　期　　間　　裏面基準による（様式２）

４　感染症と出席停止期間の基準　　（学校保健安全法施行規則第１９条）

<table>
<tr><th></th><th>疾　　病</th><th>出席停止となる期間の基準</th></tr>
<tr><td>第１種</td><td>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスである者に限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第３項第６号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第１９条第２号イにおいて同じ）
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第７項から第９項までに規定する新型インフルエンザ等感染症，指定感染症及び新感染症</td><td>治癒するまで
（学校保健安全法施行規則第１９条第１項第１号）</td></tr>
<tr><td rowspan="10">第２種</td><td>インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）</td><td>発症した後５日を経過し，かつ解熱した後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで</td></tr>
<tr><td>百日咳</td><td>特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</td></tr>
<tr><td>麻しん（はしか）</td><td>解熱した後３日を経過するまで</td></tr>
<tr><td>流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）</td><td>耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで</td></tr>
<tr><td>風しん（三日ばしか）</td><td>発疹が消失するまで</td></tr>
<tr><td>水痘（水ぼうそう）</td><td>すべての発疹が痂皮化するまで</td></tr>
<tr><td>咽頭結膜熱</td><td>主要症状が消退した後２日を経過するまで</td></tr>
<tr><td>結核</td><td rowspan="2">病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</td></tr>
<tr><td>髄膜炎菌性髄膜炎</td></tr>
<tr><td colspan="2">※病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは，この限りではない。
（学校保健安全法施行規則第１９条第１項第２号）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">第３種</td><td>コレラ</td><td rowspan="8">病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで（学校保健安全法施行規則第１９条第１項第３号）</td></tr>
<tr><td>細菌性赤痢</td></tr>
<tr><td>腸管出血性大腸菌感染症</td></tr>
<tr><td>腸チフス</td></tr>
<tr><td>パラチフス</td></tr>
<tr><td>流行性角結膜炎</td></tr>
<tr><td>急性出血性結膜炎</td></tr>
<tr><td>（その他の感染症）
Ａ群溶連菌感染症　ウイルス性肝炎
マイコプラズマ感染症　感染性胃腸炎
その他の感染症（　　）</td></tr>
</table>

（学校保健安全法施行規則第１９条第１項第４号）第１種若しくは第２種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。